

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

長浜水道企業団

企業長職務代理者

局長 前田喜代次

上水道条例第3号

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(昭和41年上水道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「および退職手当」を「、勤勉手当および退職手当」に、同条第5項中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第15条第1項中「職員」の次に「(会計年度任用職員については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして企業長が定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。)に限る。)」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。